

災害時要援護者の住宅耐震化及び家具の固定状況調べ

1. 目的

阪神淡路大震災では、死亡者の8割が家屋の倒壊や家具の転倒が原因であった。東海・東南海・南海地震が近い将来発生することが懸念される中、災害時要援護者の住宅の耐震化、家具の固定が急務となっている。

このことから、要援護者の住宅の耐震化と家屋の固定状況を調査し、未実施者については啓発活動を行うことにより、要援護者の地震災害の軽減を図る。

2. 事業内容

- (1) 調査員2名により、訪問し聴き取り調査を実施する。
- (2) 居間、寝室などの家具の固定状況を調査し、未実施者には家具固定の重要性について啓発を行う。
- (3) 住宅が、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であるかどうかを調査し、以前に建てられたものであれば、耐震化の取組状況を確認する。未実施であれば、耐震化の重要性を啓発し、無料耐震診断や耐震補強工事への補助制度などを紹介する。
- (4) 災害時要援護者登録の未登録者には、災害時要援護者登録制度を紹介する。

3. 実施期間

平成21年12月1日～平成22年2月28日

4. 調査対象者

調査対象者は下記のとおり(平成21年11月1日現在で抽出)。

- (1) 災害時要援護者登録者
 - ・ 65歳以上ひとり暮らし
 - ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・ 身体障がい者手帳所持者
 - ・ 要介護認定者
 - ・ 精神保健手帳所持者
 - ・ 療育手帳所持者
 - ・ その他
- (2) 災害時要援護者未登録者
 - ・ 身体障がい者手帳所持者(1～2級)
 - ・ 要介護認定者(要介護度3～5)
 - ・ 精神保健手帳所持者(1～2級)
 - ・ 療育手帳所持者(A)